

エボラ出血熱に関する参考情報（11月4日現在）

シンガポール大使館

エボラ出血熱の発生状況については、外務省海外安全ホームページ及び国立感染症ホームページ等にて、お知らせしているところですが、シンガポール政府における発表については以下のとおりです。

なお、シンガポール保健省は、エボラ出血熱に関する発表を適宜発信しておりますので、引き続き参照ください。

1. 発生状況

シンガポールにおいて、現在のところエボラ出血熱が疑われるケースは確認されていない。

しかしながら、アメリカ、スペインの感染例から輸入感染の可能性については否定できない。

2. シンガポール政府の対策

(1) 危険といわれている地域への旅行については、延期を推奨するとともに、渡航する者に対しては、下記事項について奨励している。

(i) 頻繁な手洗いの実施（トイレ後や手が汚れた場合等）

(ii) 感染源（可能性のあるものも含む）との直接接触回避

- ・エボラ出血熱を感染している者や死者の血液、分泌物への直接接触回避
- ・エボラ出血熱を感染している者等の使用した衣服、リネン、針等の直接接触回避
- ・エボラ出血熱により亡くなった故人の身体に触れることのある埋葬儀式への参加の回避
- ・コウモリ、猿、チンパンジー、ゴリラ等の野生動物（生死に問わず）の分泌物並びに生肉及び加熱不十分の肉への直接接触回避

(2) VISA 取得の義務付け

本年11月5日より、ギニア、リベリア、シエラレオネの3カ国に対して、ビザ取得を義務付けた。なお、本件については、エボラ出血熱の感染防止のための一時的な措置としている。

(3) 空港での注意喚起

本年8月7日14時より、チャンギ空港にて、疾病発生地域から飛行機で入国する者に対し、健康アドバイス通知（Health Advisory Notices）の配布を開始する

とともに、到着ホールにて通知のポスターの掲示を開始した。

同通知には、ギニア、リベリア、シエラレオネ、コンゴ民主共和国、マリ共和国から帰国後3週間以内に突然、高熱、胃の痛み、下痢、嘔吐、発疹を発症した場合には、医療クリニックに一刻も早く行くこと等を示している。

上記措置に加えて、本年10月15日正午より、チャンギ空港到着ホールにて、エボラ出血熱の発症が国民及び旅行者に確認されているギニア、リベリア、シエラレオネ、コンゴ民主共和国、マリ共和国からの旅行者に対して、以下のスクリーニングを追加するとしている。

・体温の検査

・エボラウイルスへの接触の有無を調べる質問票への回答記入

→熱があると認められた者は、タントクセン病院に適切に搬送され、医学的な検査を受けさせる。

→熱が無くても、エボラウイルスへの接触・感染が疑われる者は、各人のリスク評価により、隔離もしくは監視下に置く。

・シンガポール内での詳細な連絡先を含む健康申告カード (Health Declaration Card) の提出 (チャンギ空港のみではなく、セレター空港や他の陸海のチェックポイントでも提出)

(4) エボラ出血熱発症者又は疑いのある者が生じた場合の対応

シンガポール保健省は、全ての公立病院に対し、エボラ出血熱発症患者が生じた可能性がある場合の手順書を配布し、対応マニュアルを示しているところである。

疑わしい症例については、検体を国立公衆衛生研究所 (National Public Health Laboratory) に送付するとともに、患者については、タントクセン病院 (TTS) に集中して管理を行うこととしている。また、患者の移動については、特別な救急車を使用し、患者については、負圧隔離室で管理し、発症の拡大が広がらないような措置をとることを示している。

※スクリーニング等の対象国については、エボラ出血熱の発生状況に併せて、シンガポール政府も見直しを実施しており、上記については現時点での対象国である。

(参照先)

- シンガポール保健省 HP(エボラ出血熱関係ページ)
http://www.moh.gov.sg/content/moh_web/home/pressRoom/Current_Issues/2014/ebo_la-virus-disease-.html
- 外務省海外安全ホームページ(サイト中央下記部分「危険情報・スポット情報・広域情報の更新履歴」内に有り)
<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 国立感染症研究所ホームページ(エボラ出血熱関連ページ)
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/vhf/ebora.html>